タブレット端末を利用するにあたっての注意事項 (児童・生徒・保護者は必ずお読みください)

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにするために、タブレット端末を貸出します。タブレット端末 は学習する上で有効なものであり、みなさんの学習に役立てるための道具となります。とても便利な道具 ですが、使用上のルールをしっかり守ってタブレット端末を活用しましょう。

1 目的

がらかたし 枚方市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。

2 使用ルール

- ・学習活動に関わること以外に使わないこと
- ・学校・家庭学習以外では使用しないこと
- ・校内での使用や授業中での使用は、先生の指示に従うこと
- ・登下校中はカバンの中に入れ、使用しないこと
- ・家庭で使用する際、Wi-Fi環境がある場合は、家庭のWi-Fiに接続して使用してかまいません。(LTE通信は月3GBのため)
- ・使用時間等利用にあたって、ご家庭でよく話し合い、長時間使用することなく、細かく休憩しながら使うなど、しっかりルールを決めること

煮 例: 19:00~21:00 宿題をするためになど

- ・紛失、盗難、落下、水没などしないように十分気を付けること
- ・落書きや傷をつける行為は絶対にしないこと(弁償をお願いすることがあります。)
- ・カメラで勝手に写真を撮って保存等、しないこと

- ・タブレット端末の設定を勝手に変更しないこと
- ・自宅のパソコンとタブレット端末を接続しないこと
- ・タブレット端末を使用するにあたり、上記のルール等、目的外での使用や決まりが守られない場合は、 タブレット端末の返却や全体への使用の制限をすることがあります。
- ・家庭で充電を行うこと

3 安全な使用について

・インターネットには制限がかけられていますが、もしも、怪しいサイトに入ってしまった時にはすぐに 退室し、保護者へ知らせること

(万が一、タブレット端末を利用するのに支障が生じたら学校へ連絡ください。)

・自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、写真など)はインターネット上には絶対に上げないこ はいしょうせきにん がっこう かいけつ はんだい と (賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。)

4 不具合や故障について

- ・タブレット端末本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元に戻らないときは、学校へ連絡すること
- ・タブレット端末の故障時は速やかに学校へ連絡すること
- ・紛失・盗難の場合は、必ず警察へ届け出をし、学校へ報告すること

5 その他

- ・卒業・転出(市内・市外)する際は、在学していた学校に返却すること
- ・故意または、過失等により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、修理等の代金のお支払いをお願いすることがありますので、十分ご注意ください。
- がっこう どういしょ ていしゅっ たいよ じょうけん・学校へ同意書の提出をもって、貸与の条件となります。
- 6. 枚方市立菅原 小 学校のタブレット端末使用に関するルール
- ・タブレット端末の貸し借りはしないこと